

# 犯罪被害に遭われた方・御遺族の方へ ～愛知県犯罪被害者等法律相談費用助成制度の御案内～

## ①制度の概要

- ・殺人、傷害、性犯罪等の被害に遭われた方や御遺族の方が、捜査手続や裁判手続、損害賠償請求等の法律問題について弁護士に相談する場合、無料で相談が受けられる窓口がありますが、内容によっては条件を満たさず有料（※）となるケースがあります。  
※対面による法律相談は、一般的に30分で5,500円（消費税込）の相談料が必要となります。
- ・これらの制度を補完するため、県が法律相談費用を負担することにより、「無料」で法律相談を受けていただける制度が「愛知県犯罪被害者等法律相談費用助成制度」です。

### ～まずは弁護士への相談についてお問い合わせください～

- ・次の窓口にお問い合わせいただくと、弁護士への相談方法等について案内を受けることができます。
- ・法テラスの制度において無料で法律相談が受けられる場合がありますが、条件を満たさない場合は、有料となるケースがあります。
- ・この場合に、県の制度（愛知県犯罪被害者等法律相談費用助成制度）をご利用いただくことができます。その際は、法律相談を実施する弁護士から制度の利用のご案内をします。

#### 【弁護士への相談に関するお問い合わせ先】

- 法テラス犯罪被害者支援ダイヤル  
TEL 0120-079714
- 愛知県防災安全局県民安全課  
TEL 052-954-6176



#### 【県の制度によって無料で受けられる法律相談】

- ・同一の犯罪被害につき1回、1時間までとなります。
- ・法律相談の内容は、刑事、民事の別を問いません。  
ただし、相続や交通事故事件の示談交渉を主訴とした相談を除きます。

## ②対象となる犯罪被害

- ・日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命、身体又は自由を害する罪に当たる行為（令和5年4月1日以降に発生した犯罪被害に限ります。）

### ③対象となる方

- (1) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する犯罪被害者
- (2) 犯罪被害者が死亡、傷害等の被害により意思表示ができない場合に、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する親族等
- (3) (1) の犯罪被害者が法律相談を委任した場合における親族等（民法上の法定代理人がいる場合は当該法定代理人を含む）

### ④対象とならない方

- ・同一の犯罪被害における法律相談の費用について、日本司法支援センター（法テラス）の同様の制度により支援を受けている又は受けることができる場合。
- ・同一の犯罪被害における法律相談の費用について、地方公共団体の同様の制度により支援を受けている場合。
- ・同一の犯罪被害における法律相談の費用について、愛知県弁護士会又は公益社団法人被害者サポートセンターあいち等の民間支援団体の同様の制度により支援を受けている場合。
- ・助成金の交付を申請しようとする法律相談の費用について、民間の事業者による保険給付を受けている場合。
- ・犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- ・犯罪被害者等が暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。
- ・犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められるとき。

### 他にも法律相談を無料で受けられる窓口があります（一部を掲載）

#### 【お問い合わせ先】

- 公益社団法人被害者サポートセンターあいち  
TEL 052-232-7830
- 愛知県県民相談・情報センター  
TEL 052-962-5100



※無料で法律相談を受けられる条件等をご確認ください。

上記相談窓口で条件等を満たさなくても、県の制度（愛知県犯罪被害者等法律相談費用助成制度）をご利用いただける場合があります。

#### ○制度に関するお問い合わせ先

愛知県防災安全局県民安全課 安全なまちづくりグループ

TEL 052-954-6176

